

諏訪市域の自然と土地利用

— 特に霧ヶ峰高原における土地利用形態の特殊性について —

石 田 真知子

本論文では、長野県諏訪市域をフィールドとして、特に市内東北部の霧ヶ峰高原における土地利用形態の特殊性を、その規制因子とともに考察することを目的とした。論文構成は次の通りである。

第Ⅰ章 地域概説 第Ⅱ章 霧ヶ峰高原の自然

第Ⅲ章 霧ヶ峰高原の土地利用形態と規制因子 第Ⅳ章 要約

諏訪市は長野県のほぼ中央に位置し、県内でも都市化の進んだ高原都市であるが、市域内の霧ヶ峰高原はその地理的位置や地形的有利さにもかかわらず、積極的な土地利用が余り行なわれていない。

高原は北東部の車山を最高峰として南西方向に緩斜するアスピーテ式火山で、その緩斜部は車山熔岩流の堆積原面と一致する。この緩斜面上には沢渡層と呼ばれる含角礫ローム層がのっている。高原内には見るべき水系はない。

この緩斜面は現在のところスキー場やグライダーの練習場になっているが、ごく一部の開拓にみられる農業的土地利用のほかには積極的な土地利用が見られない。高原では標高1,300 m以上がこの緩斜面となっているが、そのほとんどが原野であり、植林も最近進んではいるが、樹木の生育限界が1,700 mあたりで、それより上ではわずかな灌木が谷筋にみられるのみである。上述の開拓地は科の木開拓地、霧ヶ峰開拓地、霧ヶ峰大規模畜産協業農場等であるが、霧ヶ峰開拓地を除いては、事実上失敗におわっている。スキー場としての観光集落は高原上部の強清水に集中して集団施設地区となっている。このようにほとんど土地利用というべきもののない高原ではあるが、その利用形態の特色はそれらがほとんど皆共同的な利用であるという点にある。この特色はこの地域の現在の共同的土地所有形態に直接起因していることは言うまでもないが、さらに考えるならば、こういった共同的土地所有に至る前段階には、部落による高原の共同利用および入会権行使という大きな基盤があった事は動かすことのできない事実である。霧ヶ峰高原という地域を明治以前から今日に至るまでその最も基底部において規制し続けてきた部落共有地および入会地の変遷は図のごとくである。これらの過去の土地所有制度の影響は、鉄平石の入会採石場や植林状況、観光業などの上に顕著にあらわれている。

このように、過去の共有地、入会地の名残りをとどめている現在の土地利用でさらにそれを大きく規制するものとして気候をあげることができるが、科の木や霧ヶ峰大規模畜産協業農場などの開拓地の失敗の例をみてもわかるように、この土地の気候の厳しさが、積極的な土地利用を妨げている大きな要因の1つであることはあきらかである。気温の低さ、年間を通じての霧の多発とそれに関連する日照率の低さ、高湿、および、地形的遮蔽物がないための強風等の悪条件は、高原上の植生を支配することによって人間活動にも大きな影響を与えるに至ったのである。

こうして高原はそのアプローチの良さ、広大な緩斜面の存在、豊かな天然記念物にもかかわらず、現状ではそれらをもて余している状態である。種々の農業的試みも失敗した今、考えられる最も有力な開発は、現在かなり成功している観光地としての利用を伸ばしてゆくことではないかと思われるのである。土地所有が共同であることは観光地としての総合的で大規模な開発をするにも資金調達の手等から有利である。農業上では不利な自然条件を逆に利用することのできる観光方面での開発はまだこれからその可能性が充分に考えられるだろう。ただ、開発の途上において、この高原のすぐれた自然を破壊することになるならば、非常に残念なことであるし、しかもそういった危険性は充分あるのであるから、自然保護という基本的立場にたって開発を進めてゆかないならば、ひいてはそれが開発の可能性を自ら摘みとってしまうような事になる恐れも多分にあるのである。

